

広島県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
檜原皮膚科クリニック	安芸郡海田町大正町七番二〇号	平成二二年四月一日
ハーツ薬局フジグラン東広島店	東広島市西条町御園宇四四〇五番地	平成二二年三月二六日
ミブ薬局	山県郡北広島町壬生四三四番地四	平成二二年四月八日